○内閣府告示第四十八号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第四十五号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年三月二十三日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道登別市

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　登別市アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第四十九号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第六十三号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年三月二十三日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道恵庭市

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　恵庭市アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第五十号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和五年内閣府告示第四十五号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年三月二十三日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道七飯町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　七飯町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第五十一号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第百十七号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年三月二十三日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道八雲町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　八雲町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第五十二号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第百四号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年三月二十三日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道上ノ国町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　上ノ国町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第五十三号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第六十五号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年三月二十三日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道上川町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　上川町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第五十四号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第六十六号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年三月二十三日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道東川町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　東川町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第五十五号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第六十七号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年三月二十三日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道豊浦町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　アイヌの人々が誇りと希望をもてる豊浦を目指すための施策推進地域計画

○内閣府告示第五十六号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第六十九号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年三月二十三日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道厚真町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　厚真町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第五十七号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第百二十九号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年三月二十三日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道平取町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　平取町アイヌ施策推進地域計画

三　基本方針（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第七条第一項に規定するアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針をいう。以下同じ。）に定めるアイヌ施策推進地域計画の認定制度に基づく法律上の特例措置のうち、アイヌ施策の推進に必要な事業（番号については、基本方針に定めるところによる。）　国有林野における共用林野の設定（四の四②）及び漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮（四の四③）